

習をすることができる施設であって、都市公園法2条2項に規定する公園施設のうち同項6号の教養施設（同法施行令5条5項1号の体験学習施設）に該当する。

本件施設は、琉球王国時代に久米村に建てられた孔子廟や明倫堂を再建したものであり、いわば先の大戦で焼失した歴史的建造物を再建したものである。日本における孔子廟は、江戸幕府の文教施策によって、藩校などの教育機関として建設されているところ、本件施設も、一般市民をも対象として歴史・文化に関する教養講座が開催されていることなどから明らかなどおり、宗教的活動を目的とする施設ではない。

本件施設は、補助参加人のみならず、広く地域住民からも、久米村の歴史・文化を伝える施設として整備してほしいという要請がされていたものであって、地域住民の間においても、本件施設は宗教的施設とは認識されていない。

本件設置許可の目的も、久米村の歴史・文化を伝える本件施設について、公園利用者をはじめ、広く県内外の人々に参観・学習（講座）の場を提供することにある。那覇市長は、本件施設の設置が、那覇市のまちづくりの基本方針や、松山公園の整備理念及び整備方針に合致していることから、本件設置許可をしたものである。

なお、遷座御願は、屋敷の御願という沖縄の文化・風習に従ったものであり、また、遷座式（遷座行列等）は、孔子廟の移転の事実を広く知つてもらうとともに、孔子とは直接関係のない琉球の文化も含んだ東洋文化のアピールをし、地域社会への貢献・世界平和への寄与を図つたものであつて、宗教的活動ではない。

#### ウ 釋奠祭禮が宗教上の行為ではないこと

釋奠祭禮は、久米村の蔡堅が、中国から孔子及び四配の絵像を持ち帰つて祭典を行つたことで始まったもので、琉球王国と中国との外交関係を深

めるとともに、孔子の実践的な教えを広めるために行われたものである。現在の釋奠祭禮も、孔子の教えを広めるためだけではなく、久米三十六姓の歴史や、久米村と中国との外交交流の歴史を保存することで、沖縄独特の文化・歴史を守り、沖縄を含む東洋文化を伝えることを目的としており、宗教上の行為には当たらない。

釋奠祭禮においては、式次第において「送神」、「迎神」などの言葉が使われ、供物や上香が行われていることは認めるが、これは、沖縄独特の歴史・文化や学問等を伝え、本件施設の観光資源としての価値も高めるため、過去の行事の再現を行っているが故の形式的な表現にすぎない。

10 エ 補助参加人は「宗教上の組織若しくは団体」(憲法89条)ではないこと

補助参加人は、本件施設を広く一般に公開し、かつての琉球王朝の発展に多大な功績を築いた久米三十六姓の歴史研究、論語を中心とする東洋文化の普及並びに人材の育成を図り、もって地域社会への貢献、世界平和に寄与することを目的とする一般社団法人であって、「宗教上の組織若しくは団体」に該当しない。

15 また、補助参加人は、14世紀に中国から那覇市の久米地区に移住し、外交文書の作成、通訳、航海技術指南等に尽力した技術的職能集団である久米三十六姓の子孫が、至聖廟の維持管理や釋奠祭禮の執行、儒学の普及等のために結成したものであり、実際の活動内容に照らしても、「宗教上の組織若しくは団体」に当たるとはいえない。

20 オ 他の孔子廟について

日本国内に存在する他の孔子廟（多久聖廟、足利学校、湯島聖堂等）においては、本件施設と類似した孔子廟が存在し、釋奠祭禮と同様の行事が行われているが、これらの孔子廟の中には、公共団体自身が孔子廟やその敷地を所有して自ら管理運営したり、管理運営を委託して公金や補助金を支出したりしているところがあるほか、釋奠祭禮と同様の行事に公共団体

の長が積極的に関わり、用具の購入等に公金を支出している例もある。他の孔子廟においてこのような扱いが見られるのは、一般に、孔子廟は、儒学を始めとする学問の振興のために建設され、その歴史・文化の保存や観光等の振興に寄与してきた施設として認識され、また、孔子廟で行われる行事は各地の歴史・文化を保存し、全国に発信するために行われているためである。

本件施設も、他の孔子廟と同様、歴史・文化の保存のための施設であつて、宗教的施設とは捉えられていない。

#### カ 小括

以上によれば、本件設置許可等は、那覇市と本件施設ないし補助参加人とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとはいえないから、本件設置許可等は、憲法20条1項後段、3項、89条に反しない。

#### (2) 争点(2)（本件免除が無効か）について

(原告の主張)

本件免除は、政教分離原則（憲法20条1項後段、3項、89条）に違反するものであり、その重大性は明白であるから、無効である。

(被告及び補助参加人の主張)

争う。

#### (3) 争点(3)（被告において本件使用料の徴収を怠っていることが違法か）について

(原告の主張)

本件免除が無効である以上、被告は、補助参加人から本件使用料を徴収しなければならないにもかかわらず、これを怠っているものであるから、違法である。

(被告及び補助参加人の主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実のほか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。この認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

##### (1) 久米村、久米三十六姓、旧至聖廟及び松山公園等の概要

松山公園の所在する那覇市内の久米地域は、14世紀に現在の中国福建省及びその周辺地域から琉球へ渡來した者(久米三十六姓)が居住した地域(久米村[クニンダ])である。久米三十六姓は、航海・造船等の技術を有し、通訳や交易を担い、琉球王国の繁栄を支えた職能集団である。久米三十六姓は、17世紀には久米村に至聖廟を、18世紀にはその隣接地に明倫堂(琉球における最初の公立学校とされている。)を建立した。かつて久米村では儒学教育が行われており、上記の至聖廟及び明倫堂によって、久米村の儒学は確固たる基盤を築いたとされている。

廃藩置県により明治12(西暦1879)年に沖縄県が設置された後、上記の至聖廟及び明倫堂(土地、建物、蔵書等)は、社寺に類する施設として国有となっていたが、請願を受けて明治35年に当時の那覇区に返還された後、大正4年、後記(2)のとおり創設された社団法人久米崇聖会に譲与された。なお、当時の沖縄県の拝所に関する取扱規程(沖縄県令第7号[大正11年3月14日、大正15年10月改正])によって、沖縄県下の拝所は、境内地の工作物の建設等に知事の認可を要することとされていたが、同規程11条において、「孔子廟、明倫堂、天尊廟等に之を準用す。」とされていた。

上記の至聖廟及び明倫堂は、第二次世界大戦の戦災により焼失し、戦後の区画整理により、久米地域において再建されないまま、昭和49年ないし同50年頃、当時の社団法人久米崇聖会が所有する那覇市の若狭地区内の天尊

廟跡地に、天尊廟（現世の邪惡を滅ぼして民を助ける「九天応元雷声普化天尊」という道教の神が祀られている。廟内には、正面に天尊、向かって右側に關帝廟〔關羽が神格化され、商売繁盛の神として祀られている。〕、同左側に龍王殿〔水や風雨を治める龍王が祀られている。〕が配されている。）及び天妃宮（航海安全の守護神である媽祖が祀られている。）と共に、至聖廟（以下「旧至聖廟」ともいう。）及び明倫堂が再建された。しかし、久米村の人々（クニンダンチュ）は、ゆかりの地での至聖廟再興を願い続け、後記(4)のとおり、平成25年、久米地域である松山公園内に、本件施設が建設された。

松山公園内には、本件施設のほか、琉球王国以来の沖縄と中国福建省との友好を示すものとして、中国式庭園である福州園が所在し、松山公園が所在する那霸西地域には、天妃宮等、琉球王国の交易と密接な関連を有する施設が所在する。

（以上、甲16、17、35の1・5・6、乙4、丙3、6、11）

## (2) 補助参加人の性質等

ア 大正元年頃、当時の至聖廟や明倫堂の維持管理、祭典の執行及び儒教の普及等を目的とする崇聖会が結成され、大正3年には、主務官庁の認可及び登記を経て、社団法人久米崇聖会が設立されて、前記(1)のとおり、大正4年に当時の那霸区から至聖廟及び明倫堂の譲与を受けた（甲17、乙4、丙10、11）。

補助参加人は、昭和37年11月5日に設立された一般社団法人であり、崇聖会及び社団法人久米崇聖会をその前身とするものである（以下、崇聖会や社団法人久米崇聖会についても、「補助参加人」ということがある。）。

イ 補助参加人は、登記及び定款において、その目的を、本件施設及び天尊廟・天妃宮を広く一般に公開し、かつての琉球王朝の発展に多大な功績を築いた久米三十六姓の歴史研究、論語を中心とする東洋文化の普及及び人材の育成を図り、もって地域社会への貢献、世界平和に寄与することと定